平成１４年度長崎県公共事業評価監視委員会意見書

１．意見
諮問があった５２事業については、いずれも対応方針（原案）どおり適当と認めることに決定しましたので、答申します。

２．審議過程におけるその他の意見

①今回の対応方針により中止となることに伴う課題や問題点を解決するためには、あらゆる角度から検討を行うと共に、関係者と調整を重ねられ解決策を講じるよう努められたい。
個別の事業について

・佐世保港改修事業（相浦地区）については、平成１４年３月に改訂された港湾計画における港湾施設の機能分担が、より合理的で効率的であると判断されるため、旧計画に基づく当該地区の計画の中止を認める。

・佐世保港海岸保全事業（日野地区）については、用地問題の解決が長期化するという判断により中止するという方針については認める。但し、道路計画も含めて引き続き関係者と協議を行い、将来につながるよう要望する。

・畑地帯総合整備事業（上崎山地区、大浜地区）については、事業着手に必要な同意率が得られず、今後とも同意率の向上が見込めない状況を考慮して中止するという方針については認める。但し、現在事業実施中である他地区の整備効果の発現状況を見ながら、地域の農業振興などをどうしていくのかということについて、今後さらに検討していくことを要望する。

②事業の長期化について

・工区の全体事業費に対する各年度の事業費配分が少ないため長期化している事業については、予算配分の重点化による早期の効用発揮が大切な要件と考える。また、用地交渉の難航などの地元事情により長期化している事業については、事業着手前から必要性並びに効果について、関係者への説明や協議を十分行い、事業への理解を得るよう努められたい。

③今後、新規事業の採択に際しては、本委員会での審議経過も反映させて、効率的かつ効果的な事業実施を図ると共に、各地域の実態を把握しながら特色ある社会資本の整備に努められたい。

３．１４年度の経緯
委員会の審議経過は、以下のとおりである。

・第１回委員会（平成１４年６月１７日開催）
再評価対象事業の説明及び審議
詳細審議事業の選定
公共事業事後評価モデル事業調査方針の説明

・第２回委員会（７月２２、２９日、８月５日）
詳細審議事業の現地調査

・第３回委員会（平成１４年８月１９日開催）

詳細審議事業の審議
公共事業事後評価モデル事業の調査内容の説明

注）詳細審議事業の選定に際して配慮した事項
①中止、計画見直し等に係る事業
②事業進捗が遅れている事業

添付資料
・再評価対象事業数一覧
・再評価対象事業位置図
・再評価対象事業一覧表
・再評価詳細審議事業一覧表